

津守下水処理場消化ガス有効利用事業契約書（案）

大阪市（以下「甲」という。）及び事業者としての【[SPC名]／株式会社●●、株式会社●●及び株式会社●●（株式会社●●を代表企業とし、代表企業以外の企業を、以下構成員という。また、代表企業及び構成員を個別に又は総称して、^{※注}】以下「乙」という。）は、甲の津守下水処理場において発生する消化ガスの売買について、甲と乙との間で締結された令和●年●月●日付津守下水処理場消化ガス有効利用事業基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約の細目は約款に定めるものとする。

なお、本契約において使用されている用語は、本契約に別段の定めがある場合及び文脈上別意に解するべき場合を除き、基本協定にて定義される意味を有するものとする。また、乙が、複数企業存在する場合には、乙を構成する代表企業及び全ての構成員は、本契約記載の義務を共同連帯して履行する。

注…【】内は、乙の形態（単独企業、企業グループ、SPC）に合わせて修正を行う。

1 事業名 津守下水処理場消化ガス有効利用事業（以下「本事業」という。）

2 事業場所 別紙－1に定める本事業の対象施設である津守下水処理場

3 事業期間

（1）設計・建設期間

本契約締結の日から令和12年3月31日^{※1}まで

（2）維持管理・運営期間

令和12年4月1日^{※2}から令和32年3月31日まで

（3）設備機器撤去期間

令和32年4月1日^{※3}から撤去の完了する日まで（ただし、維持管理・運営期間の終了日から6か月以内とする。）

ただし、甲乙間の合意により、事業期間を変更することは妨げられない。

※1…設計・建設期間の末日を表している。

※2…乙が設計・建設を期間の末日までに完了させ、本施設（約款に定義する。以下同じ。）の通常運転が可能となった段階で、甲の承諾を得て維持管理・運営開始日をこの日よりも早めることができるものとする。

※3…※2に基づき維持管理・運営開始日を早めた場合は、当該維持管理・運営開始日の翌日から起算して20年間を経過する日とする。

4 契約単価

消化ガスの売買契約単価（以下「契約単価」という。）は、消化ガス 1 Nm³ 当り
¥●—（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。なお、売買代金（消化ガス量に
契約単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）算
出に係る消化ガスの容量は、月ごとに 0.1 Nm³ 単位（0.1 Nm³ 未満は切捨てとする。）
とし、売買代金算出の際には、消費税及び地方消費税の額を含めた金額で 1 円未満の端
数が生じた場合は切捨てるものとする。

① 環境価値の譲渡を考慮しない場合の消化ガス売買単価：●円/Nm³

② 環境価値の譲渡に係る費用：●円/Nm³

③ 契約単価（①-②）：●円/Nm³

5 消化ガス買取り予定量

乙が甲から買取る消化ガスの予定量は、年間で●Nm³以上とする。ただし、この買取
り予定量の達成は、事業年度（毎年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間のことをい
う。以下同じ。）ごとに判定を行うものとする。月ごとの消化ガス買取り予定量は、別紙
ー 3 に定めるとおりとする。

6 消化ガス最低供給量

甲が乙へ提供する消化ガスの量は、年間で●Nm³以上とする。ただし、この供給量の
達成は、事業年度ごとに判定を行うものとする。消化ガス最低供給量は、別紙ー 4 に定め
るとおりとする。

7 契約保証金

¥●—とする。（ただし、事業者が設置した施設の撤去費又は消化ガス購入料の年額
相当額以上とする。）

本契約は●通作成し、甲、乙各 1 通保有するものとし、本契約は各自それぞれ記名押印した
ときに有効に成立する。

令和 年 月 日

甲	住	所	大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号	
	名	称	大阪市	
	氏	名	大阪市建設局長	印

乙	住	所		
	商号又は名称			
	代表者氏名			印

乙	住	所		
	商号又は名称			
	代表者氏名			印

乙	住	所		
	商号又は名称			
	代表者氏名			印

目 次

第1章 総 則	1
第1条（総則）	1
第2条（本事業の概要）	2
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	2
第4条（事業期間）	2
第5条（売買の対象物）	2
第6条（契約保証金）	3
第7条（権利義務の譲渡等）	3
第8条（一括委託等の禁止）	3
第9条（履行報告）	3
第10条（不可抗力）	4
第11条（第三者に及ぼした損害）	4
第12条（損害賠償）	4
第2章 本施設の設計・建設	5
第13条（設計）	5
第14条（建設工事の施工計画書の提出）	5
第15条（建設工事の進捗報告）	5
第16条（関連工事の調整）	5
第3章 消化ガスの売買（維持管理・運営及び施設撤去）	5
第17条（契約単価）	5
第18条（消化ガス買取り予定量）	6
第19条（消化ガス最低供給量）	6
第20条（年間維持管理計画書等の提出）	6
第21条（消化ガスの引渡し）	6
第22条（消化ガスの有効利用）	6
第23条（売却量の確認）	6
第24条（請求及び支払い）	7
第25条（消化ガス最低供給量未達の措置）	7
第26条（電気主任技術者）	7
第27条（臨機の措置）	8
第28条（災害時等の措置）	8
第29条（事業期間及び契約単価の変更方法）	9

第 30 条（本施設の撤去工事）	9
第 31 条（撤去工事の施工計画書の提出）	9
第 32 条（撤去後の確認）	9
第 33 条（環境価値の譲渡）	9
第 4 章 契約の終了	9
第 34 条（本契約の終了）	9
第 35 条（甲の解除権）	10
第 36 条（談合その他の不正行為の場合の甲の解除権）	10
第 37 条（乙の解除権）	11
第 38 条（設計、施工における解除に伴う措置）	11
第 5 章 雑 則	12
第 39 条（補則）	12
第 40 条（信義誠実の義務）	12
第 41 条（法令変更）	12
【別紙－1】 本事業の対象施設	14
【別紙－2】 主たる業務（第 8 条関連）	15
【別紙－3】 消化ガス買取り予定量（第 18 条関連）	16
【別紙－4】 消化ガス最低供給量（第 19 条関連）	17
【別紙－5】 業務月間報告書（第 24 条関連）	18

津守下水処理場消化ガス有効利用事業契約書約款

第1章 総 則

(総則)

- 第1条 大阪市（以下「甲」という。）及び津守下水処理場消化ガス有効利用事業契約書記載の事業者（以下「乙」という。）は、①この約款（津守下水処理場消化ガス有効利用事業契約書と一体を成すものとし、以下総称して「本契約」という。）及び②基本協定のほか、③本契約締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項に係る書面、④募集要項、⑤要求水準書、⑥その他事業者の募集に際して甲が公表した書類、⑦①、②及び④から⑥の書類に関して本事業に関する令和8年10月1日付けの公告後に受け付けられた質問に対する甲の質問回答書（以下「質問回答書」という。また、④から⑦の書類を個別に又は総称して、以下「募集要項等」という。）並びに⑧乙が応募の際に提出した事業提案書（以下「事業提案書」という。また、①から⑧の書類を個別に又は総称して「契約図書等」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、本事業に係る責務を履行しなければならない。
- 2 契約図書等に矛盾又は齟齬がある場合には、①本契約、②基本協定締結後本契約締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項に係る書面、③基本協定、④基本協定締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項に係る書面、⑤質問回答書、⑥要求水準書、⑦募集要項、⑧その他事業者の募集に際して甲が公表した書類、⑨事業提案書の順位で解釈が優先するものとする。ただし、事業提案書が募集要項等の求める水準を上回る事項については、事業提案書が⑤に優先する順位とする。
- 3 事業提案書に誤りが発見された場合又は募集要項等に定めのない事項が事業提案書に含まれている場合は、甲及び乙はその取扱いについて協議する。
- 4 乙は、契約図書等を履行するために必要とされる許認可及び届出について、許認可を申請又は届出を行うものとする。ただし、甲が取得すべき許認可及び提出すべき届出は除く。
- 5 甲及び乙は、互いに契約図書等の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 契約図書等の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約図書等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 契約図書等の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるものとする。
- 9 契約図書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）及び商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含む。）の定めるところによるものとする。
- 10 契約図書等の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 11 契約図書等は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 契約図書等に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

- 13 乙が複数企業の場合においては、甲は、契約図書等に基づく全ての行為を代表企業に対して行うものとし、甲が当該代表企業に対して行った契約図書等に基づく全ての行為は、全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、乙は、甲に対して行う契約図書等に基づく全ての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。
- 14 乙が複数企業の場合、代表企業及び各構成員は、契約図書等で規定する乙の各債務の全てについて、相互に連帯債務を負うものとする。また、乙は、乙の各構成員が連帯して本事業を履行するよう確保するための措置をとるものとする。各構成員は、乙を脱退したとしても、前記連帯債務を免れるものではない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りではない。
- 15 甲が契約図書等に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾、確認を行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が、乙の責任において行うべき本契約に基づく義務の一部又は全部を負担するものと解釈してはならない。

(本事業の概要)

- 第2条 甲は、別紙－1に定める本事業の対象施設である津守下水処理場で発生する消化ガスを乙に売却し、乙はこれを利用した消化ガス有効利用施設（設備及び付属品等の全てを指し、以下「本施設」という。）の設計・建設、維持管理・運営及び撤去を行う。
- 2 乙は、甲から買い受けた消化ガス全量を有効利用し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含む。）に基づくFIP制度を利用して、売電を行い、又はエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。その後の改正を含む。）、ガス事業法（昭和29年法律第51号。その後の改正を含む。）及びこれらの関連法令等に基づく託送料金制度を利用して、ガス導管注入を行うものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第3条 乙は、契約図書等の履行に当たっては、本事業の公共性を認識し、常に善良なる注意をもって、契約図書等を履行するものとする。
- 2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業期間)

- 第4条 本事業の実施期間（以下「事業期間」という。）は、本契約締結の日から、本施設の撤去工事の完了する日（原則として令和32年9月30日を超えない日とする。詳細は、津守下水処理場消化ガス有効利用事業契約書記載の条件に従うものとする。）までとする。ただし、甲乙間の合意により事業期間を変更することは妨げられない。

(売買の対象物)

- 第5条 乙が甲より買受ける消化ガスは、津守下水処理場において発生した消化ガスとする。

(契約保証金)

第6条 乙は、本契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 乙が保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき

(2) 乙から委託を受けた保険会社と甲との間に撤去工事履行保証契約が締結されたとき

(3) 乙が契約図書等を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

2 前項の契約保証金は、津守下水処理場消化ガス有効利用事業契約書記載の金額とする。

3 前二項の契約保証金の納付は、国債二関スル法律（明治39年法律第34号。）にいう国債を担保提供することをもって代えることができる。この場合、乙は、担保提供する国債に関し、甲を質権者とする質権設定の第三者対抗要件を具備するために必要な手続をとった上、その証憑書類を甲に交付しなければならない。

4 契約保証金（前項に基づき提供される担保を含む。）は、乙が契約図書等に基づく金銭債務の履行を遅延したときこれに充当するほか、契約図書等の履行に伴う乙による一切の損害賠償に充当する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、契約図書等により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、本施設を第三者に譲渡し、貸与し、処分し又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委託等の禁止)

第8条 乙は、本事業の有する公共性に鑑み、本事業にかかわる業務の全部を一括、若しくは別紙－2に定める主たる業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、乙に対して、本事業にかかわる業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(履行報告)

第9条 乙は、甲が必要と認めた場合、本事業の実施状況について、甲に報告しなければならない。甲が乙の本事業の実施状況に関して問題ありとの意見を述べた場合、乙は甲と誠実に協議し、問題解決に向けて努めなければならない。

(不可抗力)

- 第10条 暴風、豪雨、落雷、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、疫病、その他の自然的又は人為的な事象のうち通常予見不可能なものであって、甲及び乙の責に帰することができない事由（以下「不可抗力」といい、法令の変更は不可抗力に含まれない。）により津守下水処理場の状態が著しく変動したため、乙が本事業を行うことができないと認められるときは、甲又は乙は、本事業の中止内容を直ちに相手方に通知しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされたとき以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。
- 3 第1項の通知を受領したとき、甲及び乙は、当該不可抗力に対する対応方法を協議するものとし、当該協議より本事業を一時中止するとした場合、甲乙協議の上、事業期間又は契約単価（以下に定義する。以下同じ。）を変更することができる。ただし、原則として契約単価の変更範囲は、乙が最低限の利得を確保し得る範囲内で、かつ第17条の契約単価の50%を下限值とし、この下限値を超える変更は、甲が必要と認めた場合に限る。
- 4 前項の協議において、不可抗力が生じた日から30日以内に不可抗力に対する対応方法について合意が成立しないときは、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を実施するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

- 第11条 本事業を行うにつき、乙の責めに帰すべき事由により第三者に及ぼした損害について当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、賠償額（保険により補てんされた部分を除く。）のうち、甲の不適切な指示等、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示等が不適切であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 本事業を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、乙がその責任と負担において紛争解決に当たるものとする。ただし、当該紛争の原因に甲の責めに帰すべき事由がある場合は、その限りではなく、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(損害賠償)

- 第12条 乙の契約図書等の規定への違反、その他乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害が生じた場合、乙は甲に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 甲の本契約の規定への違反、その他甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害が生じた場合、甲は乙に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 前二項の規定に基づき甲又は乙が、相手方に生じた損害を賠償する責任を負う場合、賠償すべき損害は相手方に生じた相当因果関係の認められる損害に限るものとする。ただし、賠償責

任を負う側に故意又は重過失がある場合は、この限りではない。

- 4 乙は、労働者災害補償保険、総合賠償責任保険その他乙が合理的に必要であると認める保険について、設計・建設期間の開始日（ただし、維持管理・運営期間に付保するものについては当該期間の開始日をいう。）までに加入しなければならない。

第2章 本施設の設計・建設

（設計）

- 第13条 乙は、契約図書等に基づいて、本施設の設計を行い、設計図書等（設計図面、機器図、各種計算書（数量計算は除く）等、甲が工事内容を確認できる書類一式をいう。）を甲に提出して、甲の確認を得なければならない。
- 2 甲は、本施設が契約図書等の要件を明らかに満たしていないと判断したときは、乙に対して設計の変更等を求めることができる。

（建設工事の施工計画書の提出）

- 第14条 乙は、本施設建設工事の施工計画書を作成し、工事着手前にこれを甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。
- 2 本施設建設工事においては、消化ガスや温水など既設設備（本施設の建設時点において、既に津守下水処理場内に設置されている設備をいう。以下同じ。）から取り合う箇所も存在することに鑑み、乙は甲及び甲が指定する関連事業者との協議を十分に行って、津守下水処理場内の他の施設の維持管理・運營業務に支障のないように配慮しなければならない。

（建設工事の進捗報告）

- 第15条 乙は甲に対して、本施設建設工事の進捗状況、その他、甲が必要と認める事項を適切な頻度で報告しなければならない。

（関連工事の調整）

- 第16条 甲は、乙の施工する本施設建設工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第3章 消化ガスの売買（維持管理・運営及び施設撤去）

（契約単価）

- 第17条 津守下水処理場消化ガス有効利用事業契約書第4項に定める。

(消化ガス買取り予定量)

第18条 乙が甲から買取る消化ガスの予定量は、津守下水処理場消化ガス有効利用事業契約書第5項に定める。

(消化ガス最低供給量)

第19条 甲が乙へ供給する消化ガスの量は、津守下水処理場消化ガス有効利用事業契約書第6項に定める。

(年間維持管理計画書等の提出)

第20条 乙は、年間維持管理計画書及び業務月間計画書を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。年間維持管理計画書及び業務月間計画書の記載事項は、要求水準書に定めることのほか、甲乙協議の上定める。

2 前項の年間維持管理計画書は、当該事業年度の事業開始日の30日前までに甲に提出し、甲の確認を受けることとする。

3 乙は、毎月の初日の10日前までに、当該初日を含む月の業務月間計画書を甲に提出し、甲の確認を受けることとする。

4 乙は、年間維持管理計画書及び業務月間計画書に基づき、本事業を実施するものとする。

5 甲は、乙から提出された年間維持管理計画書及び業務月間計画書において、契約図書等に反する場合又は関係法令等で満たすべき事項を満たさない場合は、乙に対してその旨を通知する。

6 前項の場合において、乙は、甲に協議を申し入れることができる。

7 乙は、第5項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において年間維持管理計画書又は業務月間計画書を変更し、再度、甲の確認を受けなければならない。ただし、前項の規定に基づく協議の結果、甲の合意が得られたときは、この限りでない。

(消化ガスの引渡し)

第21条 消化ガスの引渡しの場所は、要求水準書の別紙3に定める津守下水処理場内の消化ガス取合点とする。

2 消化ガスは、前項に定める消化ガスの引渡しの場所において、現状有姿で甲から乙に引渡されたものとし、引渡しをもって消化ガスの所有権は甲から乙へ移転が完了するものとする。

(消化ガスの有効利用)

第22条 乙は、甲から買受けた消化ガス全量を有効利用するものとする。

2 乙は、要求水準書に示す熱量を甲に供給しなければならない。

(売却量の確認)

第23条 消化ガスの計量は、乙の計量器により行う。

- 2 各月の計量結果を乙が「計量票」に記入し、甲及び乙がそれぞれ1枚ずつ確認し所持するものとする。
- 3 甲及び乙が所持する「計量票」に記載された計量値を以て、消化ガスの甲による乙への売却量とする。ただし、この売却量が甲による他の方法による売却量の推計値と乖離が生じている場合には、甲乙が協議を行って売却量の修正を行う。
- 4 第18条（別紙－3）に定める年間消化ガス買取り予定量の範囲内で、乙の責めに帰すべき事由により、甲が供給可能な消化ガスを乙が買取りできない場合には、乙は、下記計算式により得られた額を違約金として、甲が別途指定する日までに、甲に支払う。なお、甲に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき乙に損害賠償を請求することを妨げるものではない。
$$\text{違約金額} = (\text{甲が供給可能な消化ガス量} - \text{実際の乙の買取り量}) \times \text{契約単価} \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率})$$

（請求及び支払い）

- 第24条 乙は、消化ガスの買取り（前条第4項の場合も含む。以下本条において同じ。）を行った月ごとに、月末締めで別紙－5に定める業務月間報告書を甲に提出する。業務月間報告書の提出を受けて甲は乙に対し、前月に引渡した消化ガス量にかかる売買代金並びに前条第4項に基づき発生した未払いの違約金（本条において、売買代金と違約金を総称して「売買代金等」という。）の請求を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から売買代金等の請求を受けたときは、甲の発行する納入通知書により、請求を受けた日の翌日から15日以内に売買代金等を納入しなければならない。
 - 3 乙が売買代金等を前項に定める期日までに納入しないときは、当該期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年9.3%（なお、当該期日の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年3.0%とする。ただし、いずれも法令等に反しない範囲とする。）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金の額を加算して納入しなければならない。

（消化ガス最低供給量未達の措置）

- 第25条 乙が消化ガスの買取りを行えるにもかかわらず、甲が第19条に規定する消化ガス量を年間総量で供給できないときには、第17条の規定にかかわらず、乙が最低限の利得を確保し得る範囲内で、甲乙双方で協議して、契約単価を変更することができるものとする。ただし、契約図書等の他の定めにかかわらず、契約単価の変更以外、いかなる場合においても、甲が第19条に規定する消化ガス量を供給できないことに起因して、甲の乙に対する損害賠償義務その他一切の補償義務等が発生することはない。

（電気主任技術者）

- 第26条 乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、電気主任技術者を選任し、必要な事項を甲に通知しなければならない。電気主任技術者を変更した場合も同

様とする。

- 2 乙は、自家用電気工作物の維持及び運用の主体であり、当該自家用電気工作物について電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。その後の改正を含む。）第 39 条第 1 項の義務を負うものとする。
- 3 乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重しなければならない。
- 4 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任される者がその保安のためにする指示に従わなければならない。
- 5 電気主任技術者として選任される者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

（臨機の措置）

- 第 27 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、あらかじめ甲の意見を聴いて、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙は、実施した措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
 - 3 甲は、災害防止その他本事業を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が負担することが適当でないと認められる部分については、契約単価の変更によって甲がそれを負担する。ただし、事業期間のうち維持管理・運営期間が終了した後又は本契約解除若しくは合意解約後 6 か月以内に完了する設備機器撤去期間中に臨機の措置をとった場合、当該措置に要した費用のうち、乙が負担することが適当でないと認められる部分については、契約単価の変更以外の方法により、甲がそれを負担する。

（災害時等の措置）

- 第 28 条 不可抗力により、停電等によって津守下水処理場の状態が変動したため、乙が事業を行うことが適切ではないと認められるときは、甲は乙に対して災害時等の措置をとることを請求することができる。
- 2 乙が前項の規定により災害時等の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が負担することが適当でないと認められる部分については、契約単価の変更によって甲がそれを負担する。ただし、事業期間のうち維持管理・運営期間が終了した後又は本契約解除若しくは合意解約後 6 か月以内に完了する設備機器撤去期間中に災害時等の措置をとった場合、当該措置に要した費用のうち、乙が負担することが適当でないと認められる部分については、契約単価の変更以外の方法により、甲がそれを負担する。

(事業期間及び契約単価の変更方法)

第29条 第10条第3項、第25条、第27条第4項及び第28条第2項に基づく事業期間及び契約単価の変更については、原則として翌事業年度の契約単価の変更とし、変更を行う事業期間又は契約単価等は甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が合理的に定めて乙に通知することにつき、乙は予め了承する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が事業期間及び契約単価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(本施設の撤去工事)

第30条 乙は、事業期間のうち維持管理・運営期間が終了した後又は本契約解除若しくは合意解約後6か月以内に本施設の撤去工事（以下「撤去工事」という。）を完了させなければならない。

- 2 撤去工事においては、既設設備への影響も考慮し、甲との協議を十分に行って、津守下水処理場内の他の施設の維持管理・運營業務に支障のないように配慮しなければならない。
- 3 乙が撤去工事を第1項の期間内に完了させないときは、甲は自ら撤去工事を実施し、工事に要する全費用を乙に請求することができる。また、本項の規定は、第12条第1項に基づく甲の権利行使を妨げない。

(撤去工事の施工計画書の提出)

第31条 乙は、撤去工事の施工計画書を作成し、工事着手前にこれを甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。

(撤去後の確認)

第32条 乙は、撤去工事の完了後、原状回復の状況等について甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲は、撤去工事完了後の原状回復の状況が契約図書等の要件を明らかに満たしていないと判断したときは、乙に対して是正措置を求めることができる。

(環境価値の譲渡)

第33条 乙は、契約図書等に基づき、環境価値を調達したうえで、甲に譲渡する。

- 2 乙による消化ガスの有効利用方法が発電の場合、前項に規定する環境価値の調達方法は、本事業において乙が発電した電力に付随する環境価値とすることができる。

第4章 契約の終了

(本契約の終了)

第34条 本契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。

- (1) 事業期間の満了日
 - (2) 甲又は乙による本契約に基づく解除権行使の効力発生日
 - (3) 甲及び乙の間で成立した合意解約の効力発生日
- 2 本契約が終了するときは、乙が本施設の撤去工事を行い、原状に復して、甲に本事業の用地を引き渡すことを基本とするが、本契約終了の5年前に甲と乙が協議を行い（ただし、債務不履行解除の場合を除く。）、本施設の具体的措置を決定する。

（甲の解除権）

第35条 乙について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、甲は乙に対する通知により本契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 正当な事由がないのに、本事業に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 正当な理由もなく、発電又はガス導管注入を停止したとき。
 - (3) 甲の職員の権限に基づく指示に従わなかったとき、又は職務を妨害したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約図書等に違反し、その違反により契約図書等の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 大阪市暴力団排除条例（平成23年条例第10号。その後の改正を含む。）第2条第1号から第3号に規定する者であることが判明したとき。
 - (6) 破産、会社更生、特別清算又は民事再生法その他の倒産法制上の手続について乙（乙が共同企業体であるときは、代表企業又は各構成員）の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者よりその申立てを受けたとき。
 - (7) 財政状況の著しい悪化その他本事業を継続することが著しく困難と合理的に認められるとき。
- 2 乙は、前項各号の規定による本契約の一部又は全部の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。
- 3 甲は、本事業が完了しない間は、乙の責めに帰する事由がなくとも、必要があるときは、本契約の一部又は全部を解除することができる。
- 4 甲は、前項の規定により本契約の一部又は全部を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、第12条第3項で定める範囲内で甲と乙が協議して定める。

（談合その他の不正行為の場合の甲の解除権）

第36条 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、代表企業若しくは各構成員のいずれかの者、又は、乙がSPCであるときは、その株主のいずれかの者を含む。以下この条において同じ。）又は乙の役員、従業員若しくは使用人（建設業法第6条第1項第4号に規定する使用人をいう。）が本事業に関し次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁

止法」という。)の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。))をいう。以下同じ。))を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。))。

- (2) 本事業について、確定した排除措置命令等(乙以外の者に対するものに限る。))において、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令等において、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(本事業が示された場合を除く。))に、本事業が、当該期間における入札、募集又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
- (4) 本事業について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

(乙の解除権)

第37条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 第10条第3項の規定により本事業の中止期間が2年を超えたとき。
- (2) 甲が本契約に違反し、その違反により本事業を履行することが不可能となったとき。
- 2 乙は、前項第2号の規定により本契約の一部又は全部を解除した場合において、損害があるときは、第12条第2項及び第3項に基づき、その損害の賠償を甲に請求することができる。
- 3 本施設等の運営が不可能又は著しく困難となったことその他の事由により、乙において契約図書等に基づく義務の履行が不可能又は著しく困難となった場合、乙は甲と協議のうえ、甲の承諾がある場合には、本契約の一部又は全部を解除することができる。ただし、本項の規定は、第12条第1項に基づく甲の権利行使を妨げない。

(設計、施工における解除に伴う措置)

第38条 乙は、本契約の一部又は全部が解除又は合意解約された場合において、甲による貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品を滅失又はき損したとき(ただし、乙の責めに帰すべき事由がない場合を除く。))は、乙は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、本契約の一部又は全部が解除又は合意解約された場合において、本施設の用地に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人若しくは再委託先の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。))があるときは、乙は、その負担において当該物件を撤去するとともに、本施設の用地を修復し、取り片付けて、甲に明

け渡さなければならない。

- 3 前項の場合において、乙が正当な理由なく、本契約の一部又は全部が解除又は合意解約されてから6か月以内に当該物件を撤去せず、又は本施設の用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、本施設用地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 4 本条に基づいて乙がとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

第5章 雑 則

(補則)

- 第39条 乙は、契約図書等の履行に当たり、最低賃金法（昭和34年法律第137号。その後の改正を含む。）等の労働関係法令を含む一切の法令等を遵守するものとする。
- 2 本契約に定めのない事項については、甲の定める条例その他規則の定めるところに従うものとし、定めがない事項については、必要に応じて甲と乙が誠実協議のうえ、基本協定のリスク分担表に基づき定めるものとする。

(信義誠実の義務)

- 第40条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に契約図書等を履行しなければならない。

(法令変更)

- 第41条 事業期間中に法令（本事業に適用される法律、政令、省令、条例等をいう。以下同じ。）変更が行われた場合、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。
- (1) 乙が受けることとなる影響
- (2) 法令変更に関する事項
- 2 甲と乙は、前項の定めによる報告に基づき、本施設の改造等、契約図書等の変更、費用負担その他の報告された事態に対する対応措置について協議するものとし、この場合の追加費用の負担は、次のとおりとする。
- (1) 甲は、次の各号所定の法令変更に起因する追加費用を負担する。
- ア 本事業に直接関係する法令変更（副分担）
- イ 土地所有に関する新税
- ウ その他新税に関する税制変更（法人の利益にかかる税を除く。また、甲が負担すべきものに限る。）
- (2) 乙は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用を負担する。
- ア 本事業に直接関係する法令変更（主分担）

イ ア所定の法令変更及び税制変更以外の法令変更

ウ 法人の利益にかかる税制変更

エ 消費税の変更

オ 建物所有に関する新税

カ その他新税に関する税制変更（（1）ウ以外のもの）

- 3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始の60日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応措置を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。
- 4 法令変更により本施設の改造等、契約図書等の変更、費用負担その他の報告された事態に対する対応措置を講ずる必要がある場合において、かかる対応措置を講ずることに多大な費用を要する場合など契約図書等の継続が著しく困難である場合、甲及び乙は協議のうえ、本契約の一部又は全部を解除することができる。この場合、甲及び乙は、相手方に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

（以下本頁余白）

【別紙－１】本事業の対象施設

本事業の対象施設は、以下の下水処理場とする。

表 1 対象施設

名 称	住 所
津守下水処理場	大阪市西成区津守 2 丁目 7 番 13 号

【別紙－２】主たる業務（第８条関連）

乙が第三者に委任し、又は請負わせてはならない主たる業務とは、次に掲げる業務において、総合的に企画、指導及び調整を行うことをいう。

- （１）本施設の設計・建設
- （２）本施設の維持管理・運営（生成物の売却を含む）
- （３）環境価値の調達・譲渡

【別紙－３】消化ガス買取り予定量（第 18 条関連）

乙が甲から買取る事業年度ごとの消化ガス買取り予定量は、表 2 に定めるとおりとする。

なお、この予定量は、甲による消化ガスの供給が不足していないという前提で、乙は事業年度ごとに満たす必要がある。

表 2 消化ガス買取り予定量

	日平均ガス量 (Nm ³ /日)	月当たり日数	買取り予定量 (Nm ³)
4 月		30 日	
5 月		31 日	
6 月		30 日	
7 月		31 日	
8 月		31 日	
9 月		30 日	
10 月		31 日	
11 月		30 日	
12 月		31 日	
1 月		31 日	
2 月		28 日	
3 月		31 日	
合 計		365 日	

※買取り予定量の各月の値は、年間の合計値を各月に配分した目安の数値であって、第 23 条第 4 項に定める違約金算定に使用される値ではない

【別紙－４】消化ガス最低供給量（第 19 条関連）

甲が乙へ提供する消化ガスの最低供給量は、表 3 に定めるとおりとする。なお、この最低供給量は、事業年度ごとに満たすものとする。

表 3 年間最低供給量（Nm³）

	買取り予定量	年間最低供給量 (年間買取り予定量の 75%)	
4 月			} ※
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			
合 計			

※年間最低供給量の各月の値は、年間の合計値を各月に配分した目安の数値であって、第 25 条本文に定める契約単価変更の対象となる値ではない。

【別紙－５】業務月間報告書（第 24 条関連）

消化ガスの買取り（第23条第 4 項の場合も含む。）を行った月ごとに、当該月の末日から 10日以内に、当該月に係る業務月間報告書を提出すること。この報告書の主な内容は以下の通りである。

- （１）修繕、維持管理報告書
- （２）消化ガス買取り量及び売買代金等（５月においては、第23条第 4 項の違約金を含む。）に関する報告
- （３）返還熱量に関する報告
- （４）月次運営協議会議事録（必要に応じて）
- （５）環境価値譲渡数量報告書